

第22期第15回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月29日（月） 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項
議案第1号
知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
- 4 報告事項
（1）まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

（2）くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

（3）当面の委員会日程について
- 5 その他
- 6 出席者
委員：今 委員、山田委員、石田委員、蝦名委員、加藤委員、今村委員、
祐川委員、石垣委員、前山委員、千葉委員、相内委員、高松委員
留萌振興局：神崎水産課長、沼田漁業管理係長、小野寺技師、吉中技師
留萌海区漁業調整委員会：三上事務局長、大川主任
- 7 議事録署名委員：千葉委員、石垣委員
- 8 会議の顛末

三上局長： これより第22期第15回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、令和6年最初の委員会となります。皆様本年もどうぞよろしくお願い致します。委員の皆様には、年初めの何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方々にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。皆様ご存じのとおり、年明けの元日から、能登半島地震、2日に羽田空港での航空機の衝突事

故という大きな災害、事故が続いているところであります。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます次第でございます。水産関係でも、漁船や漁港などで、甚大な被害が発生しております。このような中、21日には、被災を免れた漁船により一部の漁業が再開されたとの報道がございましたが、今も多数の漁業者、漁業関係者が困難に直面しておられるとのことであり、被災された漁業者が、再び前に進めるよう、復旧復興が着実に進められることを強く願っております。さて昨年を振り返りますと新型コロナウイルスが、5類に移行し、行動制限撤廃にともなって、人々の往来が回復し、お祭りやイベントが復活するなど正常化が進んだ年となりました。水産関係では、業界が一丸となって反対してきた、アルプス処理水の海洋放出が8月から実施されました。これに伴い、中国が日本産水産物の輸入を停止したため、ホタテやナマコなどの価格が下落しました。また、夏から秋にかけて、海水の異常な高水温が続き、ホタテの生育やサケの来遊に大きな影響が及びました。このような厳しい状況ではございましたが、留萌振興局がまとめた、昨年の留萌管内の水揚げの速報は、数量は、対前年比94%の2万9千トン、金額は、前年とほぼ同額の151億円とのことでありました。何かと不透明な中での2年連続の150億円超えは、ひとえに漁業者、漁業関係者のご尽力の賜物であり、深く敬意を表する次第でございます。さて、本日の委員会では、議題1件、報告事項3件を予定しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。結びとなりますが、本年が、管内水産業及び皆様にとりまして、希望に満ちた1年となりますことを心よりご祈念し、簡単ですが挨拶といたします。本日はよろしくお願い申し上げます。

三上局長： 今会長、ありがとうございました。次に本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが、沼田漁業管理係長です。

沼田係長： 沼田です。よろしくお願いいたします。

三上局長： 後ろの席となりますが、小野寺技師です。

小野寺技師： 小野寺です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが、吉中技師です。

吉中技師： 吉中です。よろしくお願いいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしくお願いいたします。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員14名のうち、12名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、千葉委員と石垣委員にお願いいたします。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号を上程します。議案第1号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第1号について、説明いたします。お手元の議案第1号資料の1ページをご覧ください。議案第1号の制限措置の内容及び申請すべき期間について、こちらのとおり令和6年1月22日付け留水産第1240号通知により、知事から当委員会への諮問がありました。漁業名は「かれい固定式刺し網漁業」及び「たこ漁業」であります。知事許可漁業は、漁業法により、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定めまして、この制限措置とともに申請期間などを公示した上で許可をすることとなっております。この「制限措置」、「申請期間」などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされております。まず「かれい固定式刺し網漁業」について説明いたします。折り込んである資料となりますが、2ページ数をご覧ください。公示案の説明を行います。資料の左から、制限措置の（1）漁業種類は、かれい固定式刺し網漁業、（2）の操業区域は留萌振興局管内沖合海域ということで、具体的には記載にありますとおり、「石狩市と増毛郡増毛町の界から297度10分の線、東経140度39.8の線、天塩郡幌延町と天塩郡豊富町との界から261度30分の線及び陸岸により囲まれた海域のうち、共同漁業権漁場区域を除いた海域。」となっております。資料の9ページに操業区域を示した海域図を添付しております。この中で斜め線で示している部分が操業海域であります。資料2ページに戻りまして、制限措置の（3）漁業時期ですが、毎年4月1日から翌年3月31日までであります。（4）の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は72隻（5）の船舶の総トン数は、20トン未満、（6）の漁業を営む者の資格は、留萌振興局管内に住所を有する者となっております。制限措置（6）の右にあります許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年2月1日から令和6年3月1日までとなっております。その右隣、資料の一番右側の備考欄がありますが、1は、許可の有効期間で、令和6年4月1日からの3年間です。2は、起業認可の有効期間で、令和6年4月1日からの1年間です。3で、申請先

は、留萌振興局の水産課です。4は、許可に際して（1）から（7）までの7項目を条件として付けるというものであります。こちらの条件は、現行の許可から変更はありません。資料の3ページからは、現行の当該漁業に係る許可等に関する制限措置等の取扱いなどを添付しておりますので、必要に応じてお目通しいただければと思います。以上が、かれい固定式刺し網漁業の説明でございます。続けまして、たこ漁業について説明いたします。資料は10ページをご覧ください。公示案の説明を行います。資料10ページの公示案であります。左から、制限措置の（1）漁業種類は、たこ漁業、（2）の操業区域は留萌振興局管内沖合海域ということで、具体的には記載にありますとおり、「石狩市と増毛郡増毛町の界から297度10分の線以北及び天塩郡幌延町、天塩郡豊富町との界から261度30分の線以南の海域のうち、共同漁業権漁場区域を除いた海域、ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る」となっております。資料の16ページに操業区域を示した海域図を添付しております。この中で斜め線で示している部分が操業海域であります。資料2ページに戻りまして、制限措置の（3）漁業時期ですが、毎年4月1日から翌年3月31日までであります。（4）の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は33隻（※許可隻数現行31隻、2隻増隻の予定）（5）の船舶の総トン数は、20トン未満、（6）の漁業を営む者の資格は、留萌振興局管内に住所を有する者となっております。制限措置（6）の右にあります許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年2月1日から令和6年3月1日までとなっております。その右隣、資料の一番右側の備考欄がありますが、1から3までは、さきほどのかれい固定式刺し網漁業と同じ内容ですので、省略いたします。4は、許可に際して（1）から（4）までの4項目を条件として付けるというものであります。こちらの条件は、現行の許可から変更はありません。資料の11ページからは、現行の当該漁業に係る許可等に関する制限措置等の取扱いなどを添付しておりますので、必要に応じてお目通しいただければと思います。以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議の程よろしく願います。

議長： ただいま説明の、議案第1号について、ご意見、ご質問はありませんか。

高松委員： さきほど操業海域の説明がありましたが、緯度経度の方が、漁業者としては自分のプロッターに記録しやすいので、そのような表現にできないでしょうか。難しいのでしょうか。

三上局長： 緯度経度で表すことは可能かと思われませんが、「制限措置等の取扱い」の操業海域の表現を変更するというのではなく、別な形でお知らせするかどうかかと思います。

神崎課長： 少し検討させてください。

高松委員： わかりました。

議長： 他にご意見、ご質問はありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： ご意見がなければ、議案第1号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に報告事項として事務局から3件報告がありますので説明願います。

三上局長： それでは、報告事項について説明致します。報告事項は3件ありまして、まず（1）と（2）の令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に ついてを説明致します。こちら（1）はまいわし、（2）はくろまぐろの知事管理漁獲可能量、TACについて、数量の変更があり、今回事後報告するものであります。まず（1）のまいわしについて、資料は、報告事項の2ページとなります。令和5管理年度の変更であります。国が留保している中から追加配分がありました。具体的数量としては、資料に記載のとおり北海道漁獲可能量が改正前3万8600トンから改正後6万5,600トン、と2万7,000トンの増加となっております。まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分については、北海道資源管理方針において、予め定められている方法により配分することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、海区委員会への報告については、事後報告による対応させていただいているところであります。続きまして（2）のクロマグロであります。資料は、報告事項の4ページとなります。令和5管理年度の変更であります。北海道から他県への融通に伴うものであります。具体的数量としては、資料に記載のとおり小型魚が改正前83.8トから改正後80.8ト、大型魚が改正前327.4トから改正後322.4トとそれぞれ変更前に比べて減少となっております。なお、くろまぐろTACの漁獲可能量の変更につきましても、操業への影響が及ばないように手続きを迅速に行う必要があることから、あらかじめ配分手法を定めており、こちらも海区委員会への報告については、事後報告できるとされているところでございます。以上で報告事項（1）と（2）の説明を終わります。引き続き報告事項

(3) についてを説明致します。「当面の委員会日程について」であります。資料は、報告事項資料の5ページをご覧ください。こちらには、本年6月まで約半年の当海区が関係する委員会の開催日程を記載しております。上から順に、まず当留萌海区漁業調整委員会ですが、去年は漁業権切替の年ということで、通常より多くの委員会が開催されましたが、無事切替も終了しましたので、本年は、今のところ平年ペースでの開催を想定しております。資料にありますとおり、本年上半期は、3月と6月の開催を予定しております。この次の3月の委員会ですが、こちらの会場での空き具合や、議案となります案件が諮問される日程などを勘案して、3月11日か13日での開催を事務局で想定しております。こちらについて、今週中にでも早々に皆様に、出席可能な日程を確認したいと考えておりますので、ご回答いただきますようよろしくお願いいたします。3月の次は6月中旬頃の開催を想定しております。次に北海道連合海区漁業調整委員会です。こちらは今会長が委員となられておられて、3月は日程が確定していて、3月25日開催、それから6月の下旬の開催が予定されておりますので、会長ご出席についてよろしくお願いいたします。最後に各種連合海区漁業調整委員会です。こちらは、コロナ以前は、毎年2月に、日程をあわせまして、札幌で開催しておりましたが、コロナ期間中は、書面開催が続いておりました。昨年コロナが5類となりましたことから、本年2月に、4年振りに対面での開催されることとなりました。開催する各種委員会は日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会、北部日本海連合海区漁業調整委員会、道北連合海区漁業調整委員会です。なお、日本海連合海区漁業調整委員会は、協議案件が無いことから開催されないとのこととあります。開催日は2月13日を予定しておられて、すでに今月15日の日付で関係する委員の方々へ開催案内が通知されております。関係する委員の皆様におかれましては、ご多忙とは存じますが、ご出席頂きますようよろしくお願いいたします。以上で報告事項(1)から(3)の説明を終わります。

議長： ただいま、報告事項の説明がありました。これについて、ご質問はありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長： 最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。

蝦名専務： 水産課長にお聞きしたい。水産庁は資源管理をTAC管理で進めようということで、留萌管内でも大きな話となるマダラ、マガレイ、ソウハチを検討しています。今回の議案にもあった、カレイ固定式刺し網は、カレイやタラも混獲で漁獲されます。このような中で、先般ステーキホルダー会議が開催

されましたが、それ以外でも海区漁業調整委員会においても意見を聞くなどはないでしょうか。カレイ固定式刺し網の許可を得ていても、場合によっては操業できないことがあった場合は大きな問題になるかと思えます。マグロのように、配分枠がいっぱいになったら操業できないとなれば、管内の漁業調整も問題になることも視野に入れ、委員会等でも資源評価・管理管理の進捗状況や国の説明などについて、札幌で集めて説明しますといっても、漁業者は生業があるので、なかなか参加できないのが実態と思えます。ですので海区委員会の場でも説明して、浜の意見をもらうというのは、水産庁が示さなくても、北海道としてそのような考えはないでしょうか。ステークホルダー会議で意見を言ったものの、浜の意見はなかなかみ取られないと感じたものですから、海区委員会のようなしっかりした委員会での漁業者の意見を出示してもらうことは大事な事かと考えます。

神崎課長： 海区漁業調整委員会として、TACの新たな導入等に対して、要望して説明を求めるといことは委員会としてできるとは思います。なおかつTAC導入を決めて行くにあたって、委員会から意見を出すということも可能かと思えます。

前山委員： マガレイは、最近値段が良いので出漁して漁獲していますが、値段が安い時期は出漁しないので実績とはならない。カレイの資源自体は豊富にあるが、そのような場合もありますので、地域の実情を踏まえた意見を聞いてほしい。広域的な状況のみでTAC導入を進めることは、話にならないと考えます。

高松委員： 北海道も調整で大変かと思いますが、この件は浜が大混乱になる要素を持っています。水産庁も説明は行うとは言っているものの、強引に進めようとしている。

三上局長： ご存じのことと思いますが、TAC管理は、これまで様々な課題があり、なかなか導入に至らない状態が続いていることから、水産庁では、ステップアップ管理の考え方を打ち出しました。これはTAC管理は行うものの、課題が解決されないうちは、柔軟な運用を行いつつ、段階的に課題解決を図って徐々にステップアップするというものであります。課題解決されないうちは、次の段階には進まないとのことであり、TACを進めるに当たっては、関係海区へ諮問も行われます。また、本日出されましたご意見につきましても道へ報告致していきます。

蝦名専務： 先般の会議では、水産庁もマガラ資源は、なかなか確定できないと言っていた。私からは、きちんと資源評価できるようになった段階で資源管理すればよいと申し上げました。サハリンからのまたがり資源がある中で、日本だ

け調査しても意味がありません。最後は漁業者だけが苦しむこととなる。ステップアップ管理も次の段階に進まないと言っているかもしれないが、本当か嘘かわかりません。黙っていれば国の言うとおりに進んでしまう。北海道は浜の意見をよく聞いた上で我々の盾になっていただきたい。

神崎課長： わかりました。

高松委員： 他県の事例ですが、金目鯛が大きな問題となっています。千葉県沖の漁業管理は、現地漁業者が長年にわたって行われておりましたが、国でTAC管理を導入すれば、金目鯛のTACが他県と一本になってしまい、いざ配分するとなった場合は、マグロと同じで従来から資源管理に取り組んできた地域からは、どうしても実績が少なくなりますので反発の声があがっています。

議長： 私も漁協の組合長時代は、国へも要請活動を行ってきた。いろいろと意見は申し上げてきたが、最後には国の考え方で強引に決められるのではないかという懸念もありますので、今いろいろなご意見が出されたと思いますが、これがまさに浜の考えだと感じます。その他で委員の皆様から何かありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： それでは、以上を持ちまして本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。

三上局長： 今会長どうもありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

15時00分